

第1回音楽マルシェ in 半田赤レンガ建物 出店募集要項

半田市教育委員会 生涯学習課主催による、『音楽マルシェ』を開催します。

楽器体験を通して、子供たちに音楽に触れる楽しさを肌で感じてもらい、音楽に興味関心を持ってもらうことを目的とし、市内楽器店や市内高等学校にも協力頂き、誰でも気軽に楽しめる楽器体験やワークショップ開催。音楽を聴きながら、おいしい食べ物で楽しんで頂くイベントです。

ご来館された皆様へおいしいものも楽しんで頂きたく、キッチンカーの出店応募します。

1. 開催概要

- ・開催日時：2024年6月2日(日) 11:00～16:00
- ・音楽イベント開催場所：（館内）クラブハウス、企画展示室
（館外）芝生広場、赤レンガ広場
- ・キッチンカー出店場所：芝生広場、赤レンガ広場・建物東側通路
- ・主催：半田市教育委員会 生涯学習課／共催：半田赤レンガ建物

<雨天の場合>

芝生広場・赤レンガ広場での音楽イベントは中止となり、館内クラブハウス等のみ開催となりますが、飲食出店の方は雨天時のご出店可能です。
出店場所は、芝生広場から赤レンガ広場・建物東側通路へ変更となります。

2. 出店募集及び選考について

- ・出店募集について：当館ホームページ イベント情報『第1回音楽マルシェ in 半田赤レンガ建物 出店募集』掲載内の出店応募フォームよりご応募ください。
- ・募集対象：キッチンカー
- ・出店募集〆切：2024年5月10日(金)まで
- ・選考結果について：当館事務局にてご応募内容を確認させて頂き、5月12日(日)頃に、メールにて選考結果をお伝えします。
なお、選考理由につきましては、お答えすることはできかねますのでご了承ください。
※ご応募者多数の場合、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください

3. 出店料について

・2,500 円(税込)

※電気使用料は、出店料に含まれます。

※出店料は、当日現金にてお支払いをお願いします。

4. ご出店について

・発電機のご利用はご遠慮ください。電源は、当館敷地内の分電盤よりご利用ください。

発電機のご持参を希望される場合は、できるだけ静音の発電機をご利用ください。

・ガスなど火気を使用する器具及び電気を熱源とする器具を使用される場合は、消火器をご持参ください。

・アルコール類の販売はご遠慮ください。

■ 当日の搬出入について

・搬入時間につきましては、9:00～10:00 の時間内をお願いいたします。

・搬出時間につきましては、16:00～18:00 の時間内には、完全撤収をお願いいたします。

・搬出時間前の撤収は原則禁止とさせていただきます。

(完売の場合は、店頭に掲出をお願いいたします。)

■ 出店に際してのお願い

・館内での火気使用は厳禁です。また、屋外での火気の使用については、事前の申請をお願いいたします。

・火気器具を使用の場合は必ず器具周りを 3 方向囲い養生を行ってください。

・販売は原則出店者が行ってください。

・衛生面に最大限配慮し、事故・苦情等が発生しないように注意してください。

・飲食商品を出店される場合、メニューのアレルギ―表示（7 大アレルゲン）をお願いいたします。

・主催者および保健所等により指示があった場合は、指示に従った販売をお願いいたします。

・当日に出るごみは必ず各自でお持ち帰りください。

・周囲に対して美観を損ねる、風紀を乱す等の行為はお断りいたします。

・出店者は出店及び販売行為に関して発生した事故・苦情に対して全ての賠償責任を負っていただきます。

・物販販売での出店の際は、当日の売上やお客様動向等の情報提供にご協力をお願いいたします。

・主催者が会場内で撮影する写真は公式 HP,SNS,広報活動に使用させていただく場合がございます。

■ 雨天時の開催可否

・荒天を除き、雨天の場合でもイベントを開催いたします。

・強風、豪雨等の警報などにより開催が難しいと主催者が判断した場合は、開催日の前日 13 時までに公式 HP 上にて発表し、応募書類に記入いただいたメールアドレスに連絡をさせていただきます。

■キャンセルについて

キャンセルの場合は、開催日の2週間前までにお知らせください。

■出店料等の支払い期日

出店当日に現地現金払いにて出店料等のお支払いをお願いいたします。

■保険 主催者は「施設賠償責任保険」に加入し、施設の構造上の欠落や管理の不備による対人・対物事故 施設の方法に伴う仕事の遂行上に不注意によって生じた対人・対物事故について保障いたします。

※上記範囲外の事故や怪我等については、各自の責任となります。

■露店等営業規則

第1条

主催者および露店等の営業者は、音楽マルシェ in 半田赤レンガ建物開催のために必要もしくは有用な資格、認証を備え、かつ、取引の性質に応じ、その履行の結果のみならず過程においても、安全・環境その他の事項に関して、法令もしくは社会通念上要求される業務上の注意義務を忠実に履行するものとする。

第2条

主催者が必要に応じて示す安全および環境に関する各種基準を遵守するほか、イベント開催期間中、当該時点で効力を有する法令、規制、条例等に定められた基準を遵守しなければならないものとする。

第3条

露店等の営業者は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び店舗ごとの責任者や 使用人の氏名、住所、生年月日、取扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するために主催者が規定する 事項について、同意をした上で出店申込書により、主催者へ提出し、出店許可を得なければならない。

第4条

主催者は、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者および使用人等、又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて関係機関に意見を聞くことができる。

第5条

主催者は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

1 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は 特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）である場合

2 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力を従業員等として使用すると認められる場合

3 露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず 金品を提供すると認められる場合

4 露店等の出店許可を得ようとする者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合 第6条

露店等の営業者は、事務局が発行した出店許可証を店舗の外部からわかりやすい場所に提示して、営業を 行わなければならない。また、食品衛生責任者の資格保有者が必ず1名以上常駐しなければならない。

第7条

主催者は、次に掲げる場合において各号の一に該当する場合、何らの催告を要することなく出店許可を 取り消すことができ

る。

- 1 出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合
- 2 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- 3 出店許可を得た者と租に出店している者が、異なることが判明した場合
- 4 出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合
- 5 出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
- 6 露店等において、反社会的勢力を従業員として使用した場合
- 7 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合
- 8 半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
- 9 主催者の関係者の指示に従わない場合 主催者が定める諸規定にそぐわない行為を行った場合

第 8 条

露店等の営業者が、やむを得ず事前に申請した以外の者を従業員として使用するときは、当該使用人の 住所、氏名、生年月日等を主催者へ提出しなければならない。

第 9 条

露店等の営業者は、責任者又は使用人等を露店等の営業に従事させるときは、店舗ごとに責任者および 使用者一覧表の写しを備付けなければならない。露店等の営業者もしくは店舗ごとの責任者又は使用人は、主催者から、責任者及び使用者一覧表の写しの提示を求められたときは、これに従わなければならない。

第 10 条

主催者および露店等の営業者は、露店等の営業を通じて知り得た相手方の営業上または技術上の機密を、音楽マルシェ in 半田赤レンガ建物以外のいかなる目的にも使用してはならず、第三者に漏洩してはならない。また、相手方の事前の承諾を得ないで、第三者に開示してはならない。

第 11 条

上記第 10 条は、音楽マルシェ in 半田赤レンガ建物終了後もなおその効力を有する。

第 12 条

主催者および露店等の営業者は、機密情報および個人情報（以下、機密情報等という）に対する不正アクセス、または機密情報等の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講じなければならない。

第 13 条

主催者および露店等の営業者は、国内外で適用される贈収賄に関する法令、規制等を遵守する。営業または営業上の便宜を、獲得または維持することを目的として、直接または間接に次に定める事項を 行ってはならない。

- 1 第三者に不正行為を行わせるために、金銭その他の利益もしくは便益の提供、提供の約束、提供の申し出を行なう。
- 2 公務員その他これに準ずる者に影響を与えるために、金銭の提供等を行なうこと。
- 3 その他、前二号に準ずる行為を行なうこと。

第 14 条

主催者および露店等の営業者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律、その他国内外の競争法令を遵守することにより、公正かつ自由な競争を確保する。

第 15 条

露店等の営業者は、住所、代表者等、出店申込書で提出した情報に変更が生じる場合、すみやかに主催者に通知しなければならない。

第 16 条

主催者および露店等の営業者は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、音楽マルシェ in 半田赤レンガ建物における 自己の権利または義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡、継承または担保提供してはならない。

第 17 条

音楽マルシェ in 半田赤レンガ建物に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 18 条

募集要項等に定めのない事項、または、解釈について疑義を生じた場合には、主催者および露店等の営業者は 誠意をもって協議のうえ解決するものとする。